

2021年12月10日

お客様各位

【投資信託】NISA口座のみなし廃止についてのお知らせ

日頃は弊行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和3年度の税制改正により、投資信託における2017年分の非課税管理勘定(NISA口座)を設定されているお客様のうち、2018年以降の非課税管理勘定を未設定のお客様は、「非課税口座廃止届出書」を提出いただいたものとみなし、2022年1月1日をもって非課税口座(NISA口座)が廃止されます。みなし廃止後に当行より「非課税口座廃止通知書」等の書面通知等を行いませんので、ご了承ください。

なお、今回みなし廃止となるNISA口座は、既に2017年末までの投資可能期間が経過しており、2021年末をもって非課税での保有期間が終了するため、お客様の残高やお取引に影響はございません。

2022年以降も引き続きNISA口座の利用をご希望される場合は、店頭にて非課税管理勘定(NISA口座)の設定手続きをしていただく必要があります(マイナンバーのお届けも必要です)。お手続きをご希望のお客様は、投資信託のお取引店までお問い合わせください。

以上

マイナンバーを未提出の状態 一般NISA口座を 開設しているお客様へ

**一般NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーを
まだ提出していないお客様は、2022年1月1日をもって
NISA口座が廃止される可能性があります。**〈下図参照〉

※2021年12月末時点で一般NISA口座で保有していた商品については、非課税保有期間(5年間)の満了により、課税口座(一般口座または特定口座)に払い出されます。

※NISA口座の廃止後は、改めて口座開設を行うことによって、NISA口座を再開設することができます。

※つみたてNISAを利用している方は、マイナンバーは提出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

2018年以降に
一般NISA口座を開設された方

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降も
NISAを利用している方(※1)

2017年以前に
一般NISA口座を開設された方で
2018年以降、
NISAを利用していない方

マイナンバーは提出済みですので
2022年以降も引き続き
NISA口座を利用できます

**マイナンバーを提出していない場合は
2022年1月1日をもって一般NISA口座が
廃止される可能性があります(※2)**

※1. NISA口座で買付を行っていない場合、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは提出済みです。また、一般NISAでなくともつみたてNISAを利用されている場合には、マイナンバーは提出済みです。

※2. 詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。

一般NISA口座で保有する商品のロールオーバーを希望される場合や、2022年以降も引き続きNISA口座のご利用を希望される場合には、各証券会社が定める期限までに、マイナンバーを提出する必要があります。

詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。